



KOISHIKAWA (THAILAND) CO., LTD.
代表取締役社長 日本国公認会計士 長澤 孝人

タイの日系中小企業会計 5 「キャッシュフロー計算書の作成」

製造過程で生じたスクラップを輸出することにより、タイでの廃棄立会という余計な事務手続と税務リスクを避けている日系企業は多いです。実務上は、スクラップを工場からタイのリサイクル会社が引き取り、輸出手続を代行しています。これに関して今年、歳入局から VAT 徴収モレとして過去遡り追徴課税を受けた会社がありました。インボイスはもちろん、タイの日系企業から輸出先の外国企業宛です。輸出通関書類上の輸出者も、タイのリサイクル会社ではなく、スクラップを出した日系企業であり、正規に輸出した証拠は存在しています。それでも歳入局が認めなかったのは、売却代金の回収でした。売却代金が外国企業からではなく、タイのリサイクル会社から入金されていました。

このような実務は他の日系企業でも見かけており、結構多いのではないかと思います。スクラップは毎月当然発生するため、追徴はかなり多額に膨らみます。自社のスクラップの商流、物流、それとお金の流れを、日本人で再確認していただければと思います。輸出しているからうちは大丈夫、というわけにはなりません。

2. キャッシュフロー計算書の作成(続き)

キャッシュフロー計算書は、簡単に言えば BS の前期当期の増減表をひっくり返して現金預金の増減を示したものです。それだけで済めば特段苦労はありません。しかし会計基準では、キャッシュフロー計算書の最低限守るべき様式が定められていて、その様式に従うために必要な情報(数字)を帳簿から拾い集めなければなりません。これに手間がかかります。

■キャッシュフロー計算書の様式

キャッシュフロー計算書の作成に関して、SME 基準では、フルバージョンで規定されている項目が大幅に割愛されています。しかし、これは SME 基準の場合に簡便的になるということを意味しません。実際にキャッシュフロー計算書を作成する上で、SME 基準に記載されていない点はフルバージョンを参照せざるを得ません。したがって、SME 基準も実質的にフルバージョンで作成する場合と差異はなく、労力は一緒と考えられています。

キャッシュフロー計算書は、営業活動、投資活動、財務活動の 3 つに区分して表示することが求められています。表示の仕方としては、直接法と間接法の 2 種類があるのですが、直接法は、発生主義で計上した売上や仕入を、現金での収入・支出に置き換えなければならず、集計と検証が煩雑すぎて決算日程上支障が生じるため、間接法を用いるのが普通です。間接法でのキャッシュフロー計算書は、PL 上の当期利益からスタートして、最終的に BS 上の現金預金の期末残高に導く形で表示します。簡単に書くと以下の様式です。



KOISHIKAWA (THAILAND) CO., LTD.
代表取締役社長 日本国公認会計士 長澤 孝人

タイの日系中小企業会計 6 「キャッシュフロー計算書の作成」

12月決算も3月決算も終わりました。監査済み財務諸表の発行を昨年よりスピードアップすること優先で自社の請求書の発行を後回しにしていた所、何社かのタイ人経理スタッフから請求はまだかと催促されています。善意としては大変嬉しく、キャッシュフローの観点を持つべき経理としてはちょっと心配です。

2. キャッシュフロー計算書の作成(続き)

■ 営業活動によるキャッシュフロー

「営業活動によるキャッシュフロー」は、キャッシュフロー計算書の3つの区分の中で冒頭に来る部分です。会計基準上は、「企業の主たる収益獲得活動から生じるキャッシュフロー」と定義されていますが、具体的にどのような活動が該当するのか、気にする必要はありません。単純に投資活動及び財務活動以外のキャッシュフローと考えるのが現実的です。実際に作成する過程でも、まず投資活動と財務活動によるキャッシュフローの数値を固めた上で、PLの当期利益とBSの現金預金残高それぞれと整合するように金額を作り込んでいくのが賢いやり方です。

営業活動によるキャッシュフローを理解するためには、キャッシュフロー計算書の様式を見るのが手っ取り早いです。前回記載した簡単な様式の中で営業活動によるキャッシュフローの部分をブレイクダウンすると、大体以下の形です。番号毎に説明していきます。

税引前当期利益		XXX	
減価償却費	+	XXX	…①
棚卸資産評価損	+	XXX	…①
固定資産除却損・売却損益	±	XXX	…①
為替差損益	±	XXX	…①
支払利息	+	XXX	…②
小計			
売掛金及び未収金の増減	±	XXX	…③
棚卸資産の増減	±	XXX	…③
その他流動資産・固定資産の増減	±	XXX	…③
買掛金及び未払金の増減	±	XXX	…③
その他流動負債・固定負債の増減	±	XXX	…③
営業活動による現金獲得額			
利息支払額	-	XXX	…②
法人税支払額	-	XXX	…④
営業活動によるキャッシュフロー		XXX	



KOISHIKAWA (THAILAND) CO., LTD.
代表取締役社長 日本国公認会計士 長澤 孝人

タイの日系中小企業会計 7 「税効果会計」

今回から税効果会計の話をしていきます。現在のタイの中小企業向け会計基準である NPAEs 基準の下では、税効果会計の適用は任意であり、また、多くのタイ人経理スタッフが理解不足の分野であることもあって、ほとんどの企業が適用していないのが実態です。しかし来年以降 SME 基準になった場合、適用するのが当然になる可能性が高いです。しかも SME 基準の税効果会計は、これまでに述べた「連結財務諸表」や「キャッシュフロー計算書」と同様、フルバージョンの会計基準における規定の数が減らされているだけで、実務面では何も楽ということではなく、結局フルバージョンと同じ対応が必要だと思えます。税効果会計を適用すると、毎期決算時に監査人に対して将来の利益計画やタックスプランニングの提示・説明も必要になるため、日本人マネジメントの参画が必然的に求められます。税効果会計が苦手な経理スタッフを逆にリードできるよう、日本人として基本的なコンセプトは知っておいてください。

3. 税効果会計

■ Current Tax と Deferred Tax

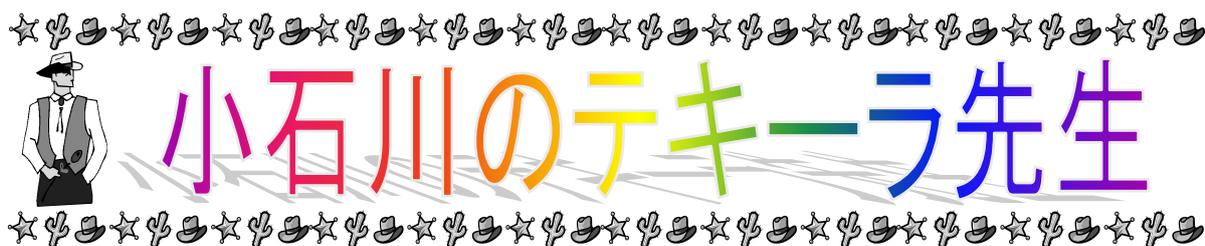
海外の会社の損益計算書やその注記で、法人税の箇所が以下のような表記になっているのを見たことがある方はいらっしゃると思います。

Profit before income tax (税引前利益)					xxx
Income tax expense (法人税)	-Current	—	xxx		
	-Deferred	±	xxx	—	xxx
Net profit (当期純利益)					xxx

Income tax expense の内訳の「Current」は、ごく一般的な当期の法人税額を意味します。一方、「Deferred」は、税効果会計を適用した場合に登場する項目であり、NPAEs基準を採用している企業では普通目にすることはありません。Deferred は直訳すれば「繰り延べ」という意味ですが、日本の損益計算書では「法人税等調整額」という表現を使っています。Current で記載した当期の法人税額を Deferred で調整すること、それが税効果会計です。税効果会計を適用すると、損益計算書の当期純利益の金額が変わってくる点、まずは留意してください。

■ 税効果会計のコンセプト

当期の法人税額を税効果会計によってなぜ調整するのか。その基本的なコンセプトは、単純に企業会計の大原則である「費用収益の期間対応(期間損益計算)」にあります。損益計算書は、ご存じのとおり企業の期間損益を表したものです。一定期間の売上高に対して当該期間の売上原価、販管費、利息等を計上し、税引前利益を算出しています。したがって税引前利益までは、収益も費用も期間対応できていると



KOISHIKAWA (THAILAND) CO., LTD.
代表取締役社長 日本国公認会計士 長澤 孝人

タイの日系中小企業会計 8 「税効果会計」

弊社ウェブサイトの更新を昨年 10 月以降していなかったことに気づきました。日本で買った制作ソフトを当時のウィンドウズ VISTA の PC にインストールしているがゆえに日頃起動することがない上、決算繁忙期に突入してすっかり放置していました。昨今は半年はおろか 3 ヶ月程度でも未更新のサイトだと即スルーされてしまい、営業ツールとして逆効果になりかねませんし、かと言って更新が頻繁でも、アクセス数稼ぎのため根拠に乏しい情報を掲載すれば、社会的信用を失うリスクもあります。それでも、ウェブサイトの発信力は、自分の想定する世界を超えて勝手にどんどん広がっていくのが大変魅力的だと思います。

3. 税効果会計(続き)

■ 益金と損金

法人税の計算に用いる税務上の利益(課税所得)は、会計上の利益(損益計算書上の利益)とは一致しないのが普通です。それぞれの国の租税政策として、会計上は費用計上できても税務上は費用として認めないもの、会計上の費用を税務上は二重に控除することを認めるもの、あるいは会計上の収益でも税務上は収益に含めなくてよいもの等々、会計上の利益に加算または減算する形で法人税の計算上調整する項目が税法等でいろいろ定められています。日本の税務ではご丁寧に、収益と費用を会計上と区別するために、税務上収益になるものを「益金」、税務上費用になるものを「損金」と言います。収益と益金の差、費用と損金の差が、会計上の利益と税務上の利益の差異になります。

■ 一時差異と永久差異

税効果会計は、簡単に言えばその差異を会計上反映することです。ただし、全ての差異を対象とする訳ではありません。個々の差異を性質によって「一時差異」と「永久差異」の 2 種類に分別し、そのうち「一時差異」が税効果会計の対象です。会計基準に書かれている一時差異の定義は資産負債法を前提としているためわかりにくいので、以下のような感じで理解すれば十分です。

一時差異(Temporary Difference)

収益と益金の差または費用と損金の差が将来解消されるタイプの差異。例えば、退職給付引当金は、費用計上した会計年度の損金としては認められないが、将来退職により支払われた会計年度に損金として認められるため、一時差異に分類される。

永久差異(Permanent Difference)

収益と益金の差または費用と損金の差が永久に解消されないタイプの差異。例えば、交際費の損金算入限度超過額は、費用計上した会計年度だけでなく、将来の会計年度においても損金として認められないため、永久差異に分類される。

